

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 8 月10日

【会社名】 東洋ゴム工業株式会社

【英訳名】 Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 本 卓 司

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀 1 丁目17番18号

【電話番号】 大阪(06)6441-8801 (大代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 財務部長 大 野 幾 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区江戸堀 1 丁目17番18号

【電話番号】 大阪(06)6441-8801 (大代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 財務部長 大 野 幾 雄

【縦覧に供する場所】 東洋ゴム工業株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 番 2 号)
東洋ゴム工業株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山 3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月期第2四半期決算において、当社製品（建築用免震積層ゴム）に関する改修工事費用等の対策費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額及び対策に直接要した費用を特別損失に計上しました。当該事象は、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成27年8月10日

(2) 当該事象の内容

当社は、建築材料の品質の国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明したため、第3四半期連結会計期間以降の改修工事費用等の対策費用の見積額を製品補償引当金繰入額として、また改修工事等の対策に直接要した費用を製品補償対策費として特別損失に計上しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響

平成27年12月期第2四半期累計期間におきまして、特別損失として個別決算で製品補償引当金繰入額290億円及び製品補償対策費11億56百万円、連結決算で製品補償引当金繰入額290億円及び製品補償対策費13億86百万円をそれぞれ計上しております。